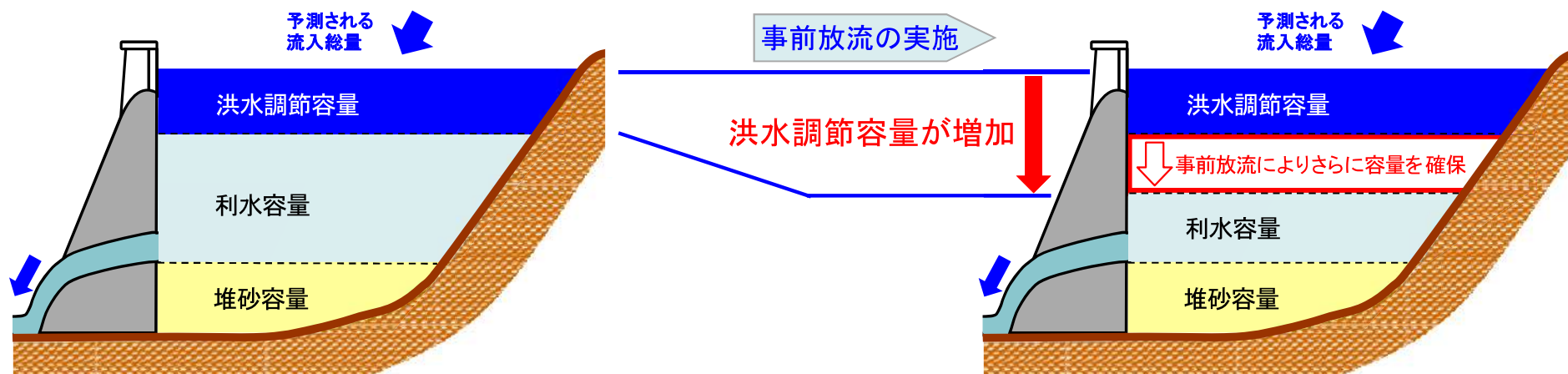


## (4) 治水協定に基づくダムの事前放流の取組について

### ① 事前放流とは

台風の接近などで、大雨が降ると予測されるとき、ダムに流入する水量を予測し、利水容量※の一部を事前に放流することで、ダムの洪水調節容量を増加させます。これによりダムの洪水調節機能が強化され、異常洪水時防災操作（いわゆる緊急放流）の回避や、下流河川の洪水被害の防止、軽減を図ります。

※利水容量 水道や発電などに使われる容量



三重県では、平成16年の水害を受けて、平成17年から宮川ダムで、平成19年から君ヶ野ダムで事前放流を運用しています。本年締結した治水協定にも位置付けて引き続き運用しています。

## ② 基本方針と治水協定

### 背景

- 令和元年東日本台風では、全国の146ダムで洪水調節を実施し、そのうち6ダムが異常洪水時防災操作を実施
- 国内全1460ダムの全貯水量のうち、洪水調節容量は約3割にとどまっている

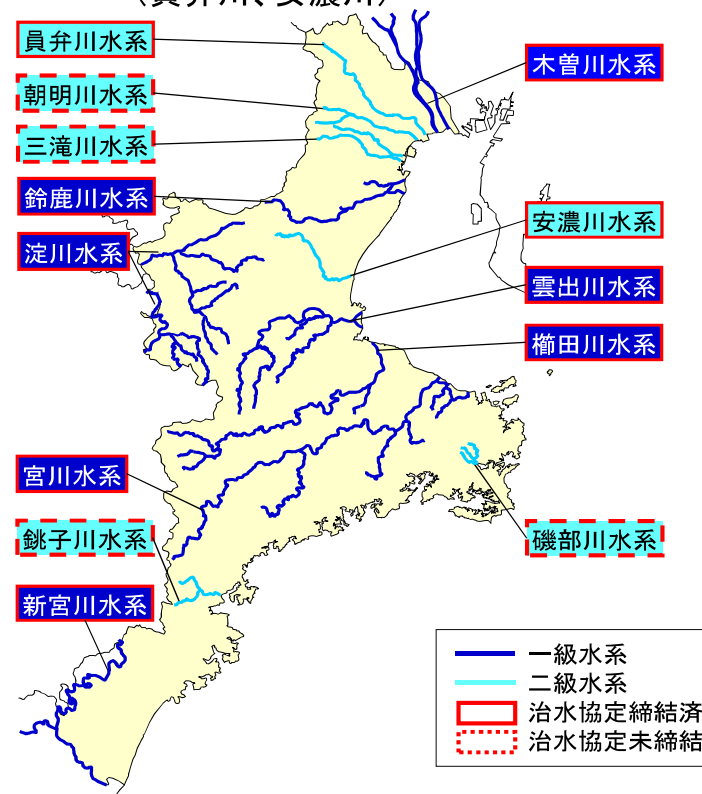
### 方針

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月)

- 治水ダムだけでなく利水ダムも含めた全ての既存ダムで洪水調節機能強化に取り組む
- 事前放流の実施方針等を定める治水協定を利水関係者等と締結
  - ⇒一級水系は令和2年5月までに治水協定を締結
  - ⇒二級水系も令和2年度中に治水協定を締結
- 国は事前放流等に関するガイドラインを整備(令和2年4月制定)
  - ・事前放流の基準等の設定方法
  - ・事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応 等

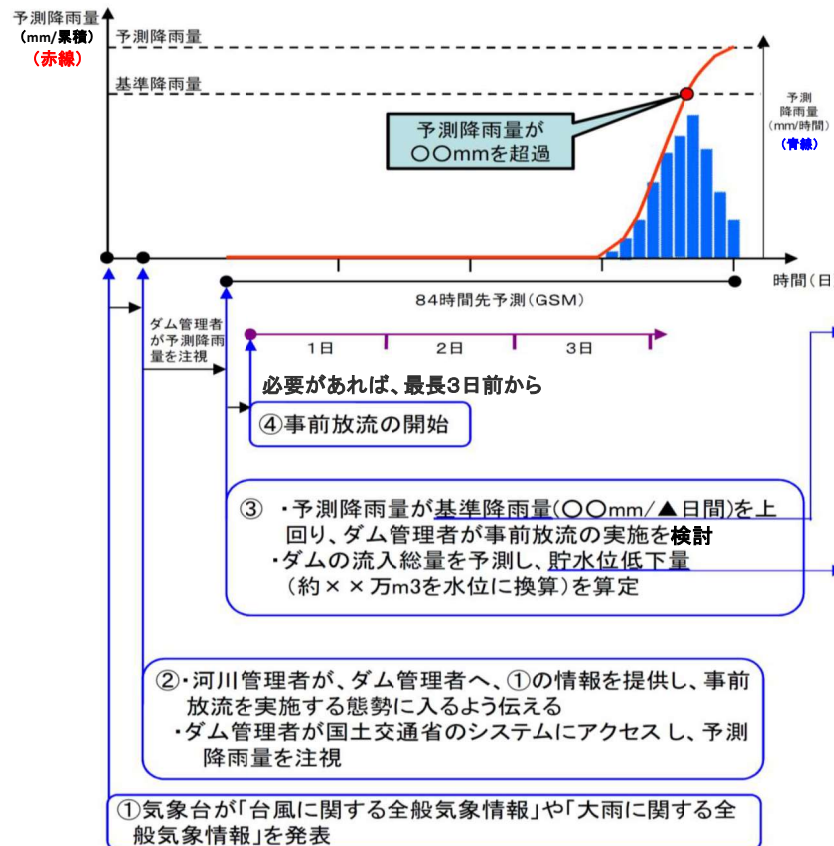
### 三重県での治水協定締結状況

令和2年5月末: 全ての一級水系(木曾川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、淀川、新宮川)  
 令和2年8月末: ダムのある二級水系6水系の内の2水系(員弁川、安濃川)



### ③ 事前放流の実施フロー

#### ○事前放流の実施判断



#### 【基準降雨量】

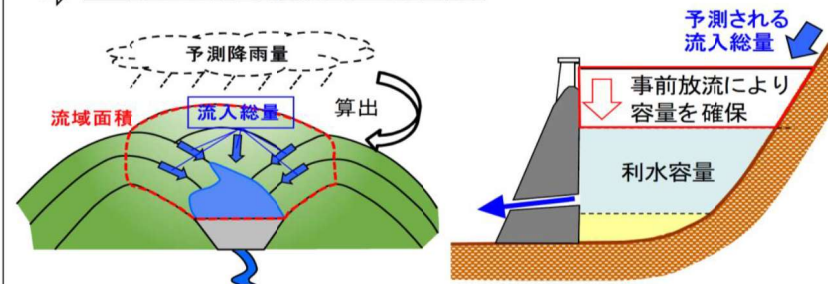
ダム上流域で基準降雨量(〇〇mm/▲日間)を上回るとき、下流河川において、氾濫するおそれがある危険な状態となる



#### 【貯水位低下量】

予測降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量として、約××万m3を算定し、これを貯水位に換算

⇒ ××万m3の容量を確保するべく水位低下



④ 三重県管理ダムの事前放流対応例(宮川ダム:平成30年9月29日～10月1日 台風第24号)

宮川ダム事前放流実施要領

今後の降雨量が累積雨量150mmを超えると予測される場合に事前放流を実施できる

大雨時

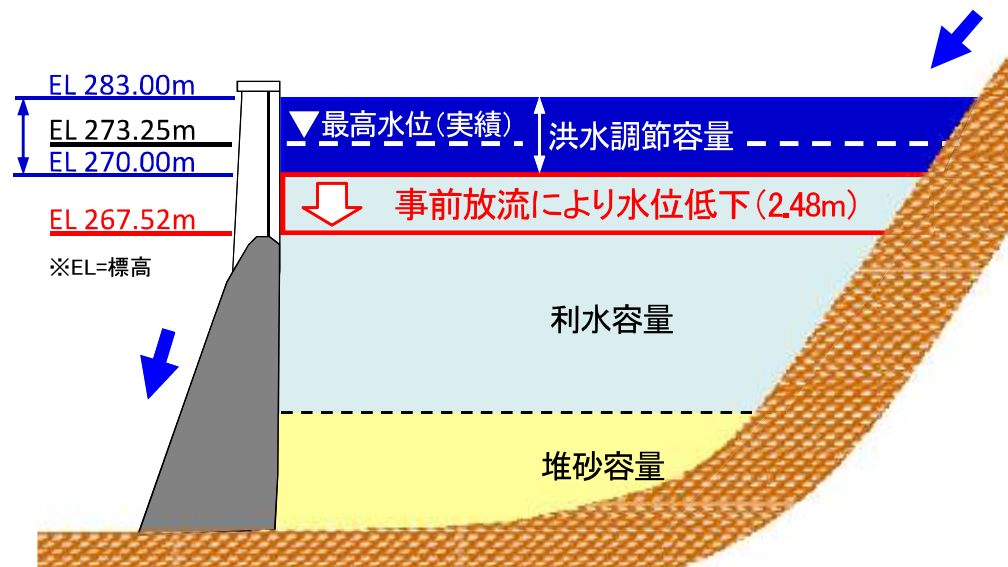
予測雨量より想定されるダムの最高水位をシミュレーション

実施と結果

累積雨量150mmを超えると予測されたため、シミュレーションの結果から、事前放流を実施しダムの水位を2.48m低下させた

⇒ 事前に水位低下させ確保した容量と洪水調節容量の中で大雨を貯水した(右図:最高水位)

※実績雨量 総雨量421mm (322mm/12h)  
(参考)治水協定の基準降雨量 420mm/12h



5 今後の取組

- ① ダムのある二級水系で、残る4水系(朝明川、三滝川、磯部川、銚子川)の治水協定を令和2年度中に締結し事前放流の取組を進めていきます。
- ② 利水者が、事前放流に協力した結果、利水容量が回復しなかった場合の利水者に対する損失補填制度の拡充を国に要望していきます。

(参考)国の損失補填制度(「事前放流ガイドライン」(令和2年4月))

I 損失補填を受けられる施設等

国土交通省及び水資源機構が管理するダム及び河川法第26条の許可を受けて1級水系に設置された利水ダムを対象とする。

新規  
事項

## 利水ダムにおける事前放流の更なる推進

- 全国の利水ダム等において、洪水の恐れがある場合に事前に放流することで一時的に空き容量を確保する「事前放流」の取組を今年の出水期から一斉に開始(全国の1級水系等)。
- この取組を継続的かつ効果的に実施するため、関係者が参画する協議会を設置するとともに、事前放流に伴う損失補填制度の拡充や放流施設の整備等への支援制度を拡充する。

### 実施体制の構築

- 利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた協議会の設置

「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき各水系に設置されている協議の場※の位置づけを明確化することにより、河川管理者、関係利水者等が連携してソフト対策（事前放流）・ハード対策（ダムのかさ上げ等）を総合的かつ一体的に推進

※河川管理者と利水を含むダム管理者等で構成

### 支援制度の拡充(損失補填、施設整備)等

	令和2年度	令和3年度
損失補填	利水ダムへの損失補填制度の創設 (1級水系の利水ダム)	○事前放流に伴う損失補填制度の拡充 2級水系においても事前放流の取組を更に推進するため、2級水系の管理者である道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、国がその費用を支援する制度（1級水系の道府県所管の多目的ダムにも適用）を検討
施設整備	利水者による施設整備への補助制度の創設 (補助率：1/2を上限)	○河川管理者による新たな施設整備制度の創設 放流施設の整備等を行うことで、大きな洪水調節効果が期待できる利水ダムについて、河川管理者が主体となって施設整備等を実施できる支援制度を創設  ○事前放流に関する放流施設の整備等を行った場合の税制優遇 利水ダムにおいて、洪水被害を防止・軽減させる目的で放流施設の整備等を行った場合には、当該施設にかかる固定資産税を課税の対象外とする新たな税制を創設